

資料

平成30年6月21日開催
第3回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町町民プール条例の制定について ----- 1~ 2

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について ----- 3~ 4

議案第 3号 美瑛町税条例等の一部改正について ----- 5~55

議案第 4号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について ----- 56~63

議案第 5号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ----- 64~68

議案第 6号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ----- 69~70

美瑛町町民プール条例の制定要旨

1 制定の要旨

プールは乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層で利用することができ、水泳授業、親水、健康づくりや介護予防などの多面的機能を有している。町民の多くの方々が安心安全に利用され、病気の予防や健康、からだづくりに寄与する施設になるよう、その運営管理について必要な事項を定めるもの。

2 施設の概要

「地域住民の利便性、安全、安心に寄与する施設」「耐久性、機能性、効率性を有する施設」「維持・管理費を抑えた施設」として、町民が誰でもいつでも気軽に使用できる体育施設となるようユニバーサルデザインを取り入れた施設とした。また、プール及び施設の熱源として、木質チップを活用し、CO₂削減・環境負荷軽減に配慮した循環型社会の構築を考慮した施設とした。

(1) 建物

建物本体（鉄骨造）及びボイラー棟（鉄筋コンクリート造）

建築面積 1284.11m²

延床面積 1285.22m²

(2) 設備等

- ・ 25mプール×6レーン 水深130cm（うち可動床3レーン）
- ・ 乳幼児用プール 水深10cm 約9.4m²
- ・ 幼児用プール 水深50cm 約30m²
- ・ 採暖室 約17.2m²
- ・ 木質チップボイラー 300kw×2台

3 施設の管理・運営

町で管理、運営する

4 制定概要

第1条（目的）

本施設の設置の目的について規定

第2条（名称及び位置）

本施設の名称と設置場所について規定

第3条（開館時間及び休館日）

本施設の開館時間及び休館日について規定

第4条（使用許可）

本施設の使用の許可について規定

第5条（使用料）

本施設の使用料金について規定

第6条（使用料の減免）

本施設の使用料の減免について規定

第7条（使用料の返還）

本施設の使用料の返還について規定

第8条（使用許可の制限）

本施設の使用を許可しない行為について規定

第9条（使用許可の取消し等）

本施設の使用許可の取消し等について規定

第10条（目的外使用等の禁止）

本施設の目的外使用等の禁止について規定

第11条（行為の制限）

使用者の行為の制限について規定

第12条（原状回復）

使用者の原状回復義務について規定

第13条（取消し等による損害の責任）

第9条による使用許可の取消し等によって生じた損害について、町はその責任を負わない旨を規定

第14条（損害の賠償）

本施設における損害の賠償について規定

第15条（管理の代行等）

本施設における指定管理者の代行とその業務範囲等について規定

第16条（施行規定）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定

附 則

条例を施行する期日について規定

5 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則の制定（平成30年3月30日）に伴い、本条例の一部（別表第4）を改正する。

2 改正の概要

- ・条例第11条（特殊勤務手当）

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第4のとおりとする。（以下、略）

- ・対象となる職種

町立病院に勤務する看護師及び准看護師が、夜間勤務を行った場合の特殊勤務手当の額を国に準じて改正する。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
別表第4（第11条関係）		別表第4（第11条関係）	
特殊勤務手当		特殊勤務手当	
種類	支給範囲及び支給額	種類	支給範囲及び支給額
1 夜間看護業務手当	町立病院に勤務し、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる1回の看護の業務に従事したとき 看護師 准看護師 深夜の全部の時間 7,300円 4時間以上7時間未満 3,550円 2時間以上4時間未満 3,100円 2時間未満 2,150円 看護助手 深夜の全部の時間 5,500円 4時間以上7時間未満 2,700円 2時間以上4時間未満 2,400円 2時間未満 1,600円	1 夜間看護業務手当	町立病院に勤務し、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる1回の看護の業務に従事したとき 看護師 准看護師 深夜の全部の時間 6,800円 4時間以上7時間未満 3,300円 2時間以上4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円 看護助手 深夜の全部の時間 5,500円 4時間以上7時間未満 2,700円 2時間以上4時間未満 2,400円 2時間未満 1,600円
2 緊急呼出手当	町立病院に勤務する診療放射線技師及び臨床検査技師が、正規の勤務時間以外の時間に呼出しを受け、患者の緊急検査業務に従事したとき 1回につき 1,500円	2 緊急呼出手当	町立病院に勤務する診療放射線技師及び臨床検査技師が、正規の勤務時間以外の時間に呼出しを受け、患者の緊急検査業務に従事したとき 1回につき 1,500円

美瑛町税条例等の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことにより、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 町民税

① 紙与所得控除額及び公的年金等控除額の引き下げに伴う改正

ア 個人町民税が非課税となる者のうち、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の合計所得金額の要件を135万円以下に引き上げることに伴う規定の整備を行う。

イ 個人町民税の均等割及び所得割の非課税限度額を10万円引き上げることに伴う規定の整備を行う。

（第24条、附則第5条の改正規定）

平成33年1月1日施行

② 個人町民税の所得割の基礎控除額及び調整控除額に所得要件を創設する改正

所得割の納税義務者に係る前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合においては、基礎控除が適用されなくなること及びこれに伴い調整控除が適用されなくなったことに伴う規定の整備を行う。

（第34条の2、第34条の6の改正規定）

平成33年1月1日施行

③ 年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴う改正

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の町民税の申告書の提出を不要とすることとされたことに伴う規定の整備を行う。

（第36条の2の改正規定）

平成31年1月1日施行

④ 法人町民税の申告納付の改正

ア 租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定の整備を行う（第48条第2項及び第3項）。

イ 大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について

の規定の整備（第48条第10項から第12項まで）及び人格のない
社団等について、第10項から第12項までの規定を適用しないこと
とする規定の整備を行う（第23条第3項）。

（第23条第3項、第48条の改正規定）

平成32年4月1日施行

⑤ 法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正

法人税法の規定によって、法人税に係る確定申告書の提出期限が延長
された場合に、その延長された期間において延滞金を徴収することにつ
いて規定したもので、減額更正があった後に増額更正があった場合に、
当初申告書に係る税額の納付があった日から延長された申告書の提出期
限の期間までについて、延滞金の算定期間から除外する規定が創設され
たことに伴い規定の整備を行う。

（第52条、附則第4条の改正規定）

平成30年4月1日適用

⑥ 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改
正

土地等に係る長期譲渡所得が優良な住宅地としての供給又は地方公共
団体等の公的な土地取得の促進に資すると認められる土地等の譲渡に係
るものである場合の課税の特例について規定の整備を行う。

（附則第17条の2の改正規定）

平成31年1月1日施行

（2）固定資産税

① 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする
者がすべき申告の改正

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別
特定建築物に該当する一定の家屋について、平成30年4月1日から平
成32年3月31日までの間に、主として劇場、音楽堂等、実演芸術の
公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定のバリ
アフリー改修工事が行われ、同法に規定する一定の基準に適合すること
につき証明がされた場合に、2年度分に限り、改修工事に要した費用の
5%を上限として固定資産税の税額の2分の1を減額する措置に係る規
定が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

（附則第10条の3第12項の改正規定）

平成30年4月1日適用

② 土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の
固定資産税の特例に関する用語の意義の改正

平成30年度評価替えに伴い、現行の負担調整措置が平成32年度ま
で延長されたことに伴い用語の意義についての規定の整備を行う。

（附則第11条の改正規定）

平成30年4月1日適用

- ③ 平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例の改正
評価替え年度以外の年度における土地の価格の下落修正について規定したもので、特例措置を平成31年度又は平成32年度においても適用できることに伴う規定の整備を行う。

(附則第11条の2の改正規定)

平成30年4月1日適用

- ④ 宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正

平成30年度評価替えに伴い、現行の負担調整措置が平成32年度まで延長されたことに伴い規定の整備を行う。

(附則第12条の改正規定)

平成30年4月1日適用

- ⑤ 農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正

平成30年度評価替えに伴い、現行の負担調整措置が平成32年度まで延長されたことに伴い規定の整備を行う。

(附則第13条の改正規定)

平成30年4月1日適用

(3) 町たばこ税

- ① 製造たばこの区分の創設

加熱式たばこの区分が新たに設けられたことに伴い規定を創設する。

(第92条の改正規定)

平成30年10月1日施行

- ② 製造たばことみなす場合の改正

特定加熱式たばこ喫煙用具を製造たばことみなして、加熱式たばこに区分することが規定されたことに伴い規定を創設する。

(第93条の2の改正規定)

平成30年10月1日施行

- ③ たばこ税の課税標準の改正

加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行）等の規定を整備する。

ア 現行の換算方法

加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算する。

イ 新換算方法

加熱式たばこの課税標準を次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。

- (ア) 加熱式たばこの重量（フィルター及び巻紙の重量を除く。）の0.4gをもって紙巻たばこ0.5本と換算する。

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって紙巻たばこ0.5本と換算する。

期 間	加熱式たばこの紙巻たばこ本数への換算方法
～H30. 9. 30	現行の換算方法
H30. 10. 1～H31. 9. 30	現行の換算方法×0.8+新換算方法×0.2
H31. 10. 1～H32. 9. 30	現行の換算方法×0.6+新換算方法×0.4
H32. 10. 1～H33. 9. 30	現行の換算方法×0.4+新換算方法×0.6
H33. 10. 1～H34. 9. 30	現行の換算方法×0.2+新換算方法×0.8
H34. 10. 1～	新換算方法

(第94条の改正規定(第1条)) 平成30年10月1日施行

(第94条の改正規定(第2条)) 平成31年10月1日施行

(第94条の改正規定(第3条)) 平成32年10月1日施行

(第94条の改正規定(第4条)) 平成33年10月1日施行

(第94条の改正規定(第5条)) 平成34年10月1日施行

④ たばこ税の税率の改正

町たばこ税の税率が引き上げられたことに伴い規定の整備を行う。

期 間	税 率
現行	1,000本につき5,262円
H30. 10. 1～H32. 9. 30	1,000本につき5,692円
H32. 10. 1～H33. 9. 30	1,000本につき6,122円
H33. 10. 1～	1,000本につき6,552円

(第95条の改正規定(第1条)) 平成30年10月1日施行

(第95条の改正規定(第3条)) 平成32年10月1日施行

(第95条の改正規定(第4条)) 平成33年10月1日施行

⑤ たばこ税の申告納付の手続きの改正

第94条において用語の定義がなされたことに伴い規定の整備を行う。

(第98条の改正規定)

平成30年10月1日施行

⑥ 町たばこ税に関する経過措置の改正

ア 平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するための規定の整備をする。

イ 税率の改正前に売渡し又は消費等が行われた旧3級品の紙巻たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等に対して、手持品課税を行う場合の税率についての規定の整備を行う。

(平成27年改正条例附則第5条の改正規定)

平成30年10月1日施行

(4) 特別土地保有税

特別土地保有税の課税の特例の改正

平成30年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置が平成32年度まで延長されたことに伴い特別土地保有税の課税の特例について規定の整備を行う。

(附則15条の改正規定)

平成30年4月1日適用

(5) その他地方税法の改正等に伴う条文整備

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等により改正された地方税法の新設及び条文の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行う。

（第20条、第31条の2、第36条の2第2項及び第4項～第9項、
第47条の3、第47条の5、第54条の7、附則第3条の2、附則
第10条の2第3項～第21項及び第23項、附則第10条の3第3
項～第11項の改正規定） 平成30年4月1日適用

（第92条の2、第96条の3の改正規定） 平成30年10月1日施行
（第23条第1項の改正規定） 平成32年4月1日施行

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条～第19条 【略】 (年当たりの割合の基礎となる日数)	第1条～第19条 【略】 (年当たりの割合の基礎となる日数)
第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、 <u>第52条第1項及び第4項</u> 、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (町民税の納稅義務者等)	第20条 前条、第43条第2項、 <u>第48条第3項</u> 、第50条第2項、第53条の12第2項、 <u>第52条</u> 、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び <u>第140条第2項</u> の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (町民税の納稅義務者等)
第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 (1)～(5) 【略】 2 【略】 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、 <u>この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定</u> 中法人の町民税に関する規定を適用する。 (個人の町民税の非課税の範囲)	第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。 (1)～(5) 【略】 2 【略】 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、 <u>この節</u> の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 (個人の町民税の非課税の範囲)
第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により	第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によつ

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>第25条及び第26条 【略】 (均等割の税率)</p>	<p>第25条及び第26条 【略】 (均等割の税率)</p>
<p>第31条 【略】</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額とする。</p>	<p>第31条 【略】</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める額とする。</p>
<p>表 【略】</p> <p>3及び4 【略】</p> <p>第33条 【略】 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保</p>	<p>表 【略】</p> <p>3及び4 【略】</p> <p>第33条 【略】 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3及び第34条の4 【略】 (調整控除)</p> <p>第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納稅義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納稅義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納稅義務者の合計課税所得金額 (2) 当該納稅義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の</p>	<p>険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、_____所得割の納稅義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3及び第34条の4 【略】 (調整控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納稅義務者 については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納稅義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納稅義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納稅義務者の合計課税所得金額 (2) 当該納稅義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額	100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額
第34条の7～第36条 【略】 (町民税の申告)	第34条の7～第36条 【略】 (町民税の申告)
第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附	第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 紙と所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは、雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は施行規則第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中にお</p>	<p>金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によって申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は施行規則第2条第2項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 紙と所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは、雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は施行規則第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中にお</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
いて純損失又は雑損失の金額がある場合には_____、3月15日までに同項____の申告書を町長に提出することができる。	いて純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を町長に提出することができる。
6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には_____、3月15日までに申告書を町長に提出しなければならない。	6 第23条第1項第1号の者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに申告書を町長に提出しなければならない。
7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には_____、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には_____、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には_____、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第	9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
27号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	27号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
第36条の3～第47条の2 【略】 (特別徴収義務者)	第36条の3～第47条の2 【略】 (特別徴収義務者)
第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。	第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。
第47条の4 【略】 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)	第47条の4 【略】 (年金所得に係る仮特別徴収税額等)
第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的	第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例・新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。<u>次条第2項において同じ。)</u>を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>	<p>年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。<u>以下この節において同じ。)</u>を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と</p>
	<p>、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>
<p>第47条の6 【略】</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書<u>(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる</p>	<p>第47条の6 【略】</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書<u>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる</u></p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
<u>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>	
<u>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>	
<u>4 内国法人</u> 又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	<u>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>
<u>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項</u>	<u>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項</u>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>の規定の適用がある場合において、当該申告書が提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>の規定の適用がある場合において、当該申告書が提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6 【略】</p>	<p>4 【略】</p>
<p>7 <u>第5項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>5 <u>第3項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1) 及び (2) 【略】</p>	<p>(1) 及び (2) 【略】</p>
<p>8 【略】</p>	<p>6 【略】</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。<u>第52条第4項</u>において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第52条第4項</u>において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する</p>	<p>7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び<u>第52条第2項</u>において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び<u>第52条第2項</u>において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。<u>第52条第2項</u>において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第52条第2項</u>において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第52条第2項</u>において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<u>地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</u>	
<u>1.1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u>	
<u>1.2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</u>	
第50条 【略】 (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)	第50条 【略】 (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)
<u>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u>	<u>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u>
<u>2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわら</u>	

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>す、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更生があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更生により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に</p>	
	<p>2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	
<p>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあって</p>	

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>は、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第53条の2～第53条の12 【略】 (固定資産税の納税義務者等)</p>	<p>第53条の2～第53条の12 【略】 (固定資産税の納税義務者等)</p>
<p>第54条 【略】</p>	<p>第54条 【略】</p>
<p>2～6 【略】</p>	<p>2～6 【略】</p>
<p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>
<p>第55条～第91条 【略】</p> <p>第4節 町たばこ税 (製造たばこの区分)</p>	<p>第55条～第91条 【略】</p> <p>第4節 町たばこ税</p>
<p>第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p>	

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1) 噸煙用の製造たばこ</p> <p>イ 紙巻たばこ</p> <p>ロ 葉巻たばこ</p> <p>ハ パイプたばこ</p> <p>ニ 刻みたばこ</p> <p>ホ 加熱式たばこ</p> <p>(2) かみ用の製造たばこ</p> <p>(3) かぎ用の製造たばこ</p> <p>(町たばこ税の納稅義務者等)</p> <p>第92条の2 【略】</p> <p>第93条 【略】</p> <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喌煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喌煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喌煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喌煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喌煙用具に係る製造</p>	<p>(町たばこ税の納稅義務者等)</p> <p>第92条 【略】</p> <p>第93条 【略】</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧																												
<u>たばこの区分は、加熱式たばことする。</u> (たばこ税の課税標準)	<u>(たばこ税の課税標準)</u>																												
第94条 たばこ税の課税標準は、 <u>第92条の2第1項</u> の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。	第94条 たばこ税の課税標準は、 <u>第92条第1項</u> の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。																												
2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ <u>同表の右欄</u> に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。	2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ <u>当該右欄</u> に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ 葉巻たばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ロ パイプたばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ハ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 かみ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 かぎ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		イ 葉巻たばこ	1グラム	ロ パイプたばこ	1グラム	ハ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ パイプたばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ロ 葉巻たばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ハ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 かみ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2グラム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 かぎ用の製造たばこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		イ パイプたばこ	1グラム	ロ 葉巻たばこ	1グラム	ハ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
イ 葉巻たばこ	1グラム																												
ロ パイプたばこ	1グラム																												
ハ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
イ パイプたばこ	1グラム																												
ロ 葉巻たばこ	1グラム																												
ハ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。																													

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p>	

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの</p>	<p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<u>第3項第3号イに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	
9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。 (たばこ税の税率)	
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。 (たばこ税の課税免除)	
第96条 【略】	
2 【略】	
3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、 <u>第92条の2</u> の規定を適用する。	
第97条 【略】 (たばこ税の申告納付の手続)	
第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等 に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において	
	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。 (たばこ税の課税免除)
	第96条 【略】
	2 【略】
	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、 <u>第92条</u> の規定を適用する。
	第97条 【略】 (たばこ税の申告納付の手続)
	第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第99条～第151条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、新条例第19条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第</p>	<p>「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第99条～第151条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、新条例第19条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>2項の規定により告示された割合に年1パーセント割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの</u>規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条</p>	<p>2項の規定により告示された割合に年1パーセント割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条</u>に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る<u>第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第4条の2 【略】 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にか</p>	<p>の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る<u>第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第4条の2 【略】 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にか</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
かわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。	かわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
2及び3 【略】	2及び3 【略】
第6条～第10条 【略】	第6条～第10条 【略】
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号及び第37項の条例で定める割合)
第10条の2 【略】	第10条の2 【略】
2 【略】	2 【略】
—	—
3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
4 【略】	4 【略】
5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第30項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	5 【略】
7～9 【略】	6 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7～9 【略】
11 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	
12 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	
13 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
14 法附則第15条第32項第2号口に規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	
15 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
16 法附則第15条第32項第3号口に規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
17 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
18 【略】	
19 【略】	
20 【略】	
21 【略】	
22 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第10条の3 【略】	
2 【略】	
3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 【略】 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	
10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
11 法附則第15条第32項第2号口に規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
12 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
13 【略】	
14 【略】	
15 【略】	
16 【略】	
17 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第10条の3 【略】	
2 【略】	
3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 【略】 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
(3) 【略】	(3) 【略】
4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。	4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。
(1)～(3) 【略】	(1)～(3) 【略】
5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。	5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。
(1) 【略】	(1) 【略】
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
(3) 【略】	(3) 【略】
6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
(1)～(6) 【略】	(1)～(6) 【略】
7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第8項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(3) 【略】	(1)～(3) 【略】
(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別	(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別
(5) 【略】	(5) 【略】
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7) 【略】	(7) 【略】
8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第10項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(4) 【略】	(1)～(4) 【略】
(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等	(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
(6) 【略】	(6) 【略】
9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合	9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 【略】</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) 【略】</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
(1)～(4) 【略】	(1)～(4) 【略】
(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) 【略】	(6) 【略】
<u>12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>	
(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	
(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別	
(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日	
(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日	
(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した	

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合には_____、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条</p>	<p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第</p>	<p>の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の</p>	<p>349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u>	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u>
第12条の3 【略】 (農地に対して課する <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)	第12条の3 【略】 (農地に対して課する <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)
第13条 農地に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした</u>	第13条 農地に係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした</u>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 【略】</p> <p>第14条及び第14条の2 【略】 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分</u>の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち<u>平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に</u>されたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格</p>	<p>場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 【略】</p> <p>第14条及び第14条の2 【略】 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u>の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち<u>平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に</u>されたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。
3～5 【略】	3～5 【略】
第15条の2～第17条 【略】 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)	第15条の2～第17条 【略】 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)
第17条の2 【略】	第17条の2 【略】
2 【略】	2 【略】
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から <u>第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から <u>第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
第17条の3～第22条 【略】	第17条の3～第22条 【略】

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条～第93条 【略】 (たばこ税の課税標準)	第1条～第93条 【略】 (たばこ税の課税標準)
第94条 【略】	第94条 【略】
2 【略】	2 【略】
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)～(3) 【略】	(1)～(3) 【略】
4～10 【略】	4～10 【略】
第95条～第151条 【略】 附 則 (施行期日)	第95条～第151条 【略】 附 則 (施行期日)
第1条～第10条 【略】 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第1条～第10条 【略】 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 【略】	第10条の2 【略】
2～19 【略】	2～19 【略】
20 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	20 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
21 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	21 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
22 【略】	22 【略】
第10条の3～第22条 【略】	第10条の3～第22条 【略】

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条～第93条 【略】 (たばこ税の課税標準)	第1条～第93条 【略】 (たばこ税の課税標準)
第94条 【略】	第94条 【略】
2 【略】	2 【略】
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1) 及び (2) 【略】	(1) 及び (2) 【略】
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
イ及びロ 【略】	イ及びロ 【略】
4～10 【略】 (たばこ税の税率)	4～10 【略】 (たばこ税の税率)

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。 第96条～第151条 【略】	第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。 第96条～第151条 【略】

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第93条 【略】 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 <u>(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>イ 【略】</p> <p>ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項</u></p>	<p>第1条～第93条 【略】 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 <u>(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>イ 【略】</p> <p>ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項</u></p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 【略】</p> <p>（たばこ税の税率）</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u> とする。</p> <p>第96条～第151条 【略】</p>	<p>の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 【略】</p> <p>（たばこ税の税率）</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u> とする。</p> <p>第96条～第151条 【略】</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第5条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条～第93条 【略】	第1条～第93条 【略】
第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第94条 【略】	第94条 【略】
2 【略】	2 【略】
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第5条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
	(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
(1) 【略】	(2) 【略】
(2) 【略】	(3) 【略】
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6 【略】	6 【略】
7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの	8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第5条による改正：美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第3項第2号イに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第3項第3号イに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>9 【略】</p> <p>第95条～第151条 【略】</p>	<p>10 【略】</p> <p>第95条～第151条 【略】</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第6条による改正：美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 【略】 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>美瑛町税条例第95条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 【略】</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>美瑛町税条例第92条の2</u>第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 【略】 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 【略】</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第92条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第6条による改正：美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>品（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5～12 【略】</p> <p>13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p>	<p>品（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5～12 【略】</p> <p>13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第6条による改正：美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）の改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日		平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
略			略		
第6条 【略】			第6条 【略】		

美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が平成30年3月31日に公布されたことにより、本条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 都市計画税

- ① 改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について創設

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、主として劇場、音楽堂等、実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定のバリアフリー改修工事が行われ、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされた場合に、2年度分に限り、改修工事に要した費用の5%を上限として都市計画税の税額の2分の1を減額する措置に係る規定が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

（附則第6項の改正規定）

平成30年4月1日適用

- ② 宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例の改正

固定資産税と同様に現行の負担調整措置が平成32年度まで延長されたことに伴い、これらの項の規定を改正するとともに、附則第6項の新設に伴い規定の整備を行う。

（附則第7項の改正規定）

平成30年4月1日適用

- ③ 農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例の改正

平成30年度評価替えに伴い、現行の負担調整措置が平成32年度まで延長されたことに伴い規定の整備を行う。

（附則第12項の改正規定）

平成30年4月1日適用

(2) その他地方税法の改正等に伴う条文整備

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等により改正された地方税法の新設及び条文の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行う。

（附則第8項～第11項、第13項～14項の改正規定）

平成30年4月1日適用

（第2条附則第4項及び第5項～第14項の改正規定）

平成31年4月1日施行

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～5 【略】</p> <p><u>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u></p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～5 【略】</p>

新	旧
<u>規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u>	
(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日	
(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日	
(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由	
(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)
7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	6 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から	7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から

新	旧
<p>平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には_____、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分</p>	<p>平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表（第1条による改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u> <u>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</u></p> <p><u>1.2 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて</u></p>	<p>の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u> <u>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</u></p> <p><u>1.1 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて</u></p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表（第1条による改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>表【略】</p> <p>13 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことが</p>	<p>表【略】</p> <p>12 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>14 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことが</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表（第1条による改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
できる。	できる。

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表（第2条による改正）

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】 (法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6～13 【略】</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6～13 【略】</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 【略】</p>

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部正要旨

1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正の概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設及び食事の提供等に関する規定について次のとおり改正する。

（1）連携施設条件の緩和

家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保について、保育所等以外の保育を提供する事業者のうち、一定の条件を満たす事業者からも確保できるようにするもの。

（2）食事の提供に係る外部搬入事業者の拡大

家庭的保育事業における食事の提供について、自園調理または連携施設及び関連法人等による外部搬入以外に、一定の条件を満たす事業者からも外部搬入を可能とするもの。

（3）自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間の延長

美瑛町家庭的保育事業の運営に関する基準を定める条例の施行日（平成28年3月2日）後に家庭的保育事業等の認可を得た事業者のうち、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」に延長するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条 【略】	第1条 【略】
第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、町長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、町長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員_____
第3条～第5条 【略】	_____が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
第6条 【略】	第3条～第5条 【略】
(1) 【略】	第6条 【略】
(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代って提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。	(1)～(3) 【略】
(3) 【略】	(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代って提供する保育をいう。_____）を提供すること。
2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。	(3) 【略】

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	
(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	
(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）	
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者	
第7条～第15条 【略】	第7条～第15条 【略】
第16条 【略】	第16条 【略】
(1)～(5) 【略】	(1)～(5) 【略】
2 【略】	2 【略】
(1)～(3) 【略】	(1)～(3) 【略】
(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受	

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p>	
<p>第17条～第44条 【略】</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>第17条～第44条 【略】</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号 及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>第46条～第49条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第46条～第49条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者 が、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>分に限る。)、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>	<p>分に限る。)、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p>	

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第46号)の施行に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正の概要

放課後児童支援員の資格要件について、次のとおり改正・追加する。

(1) 教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確に(免許状の更新を受けていない者も対象とする)する。

(第10条第3項第4号の改正)

(2) 5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者についても対象とする。

(第10条第3項に追加)

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

平成30年6月21日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条～第9条 【略】	第1条～第9条 【略】
第10条 【略】	第10条 【略】
2 【略】	2 【略】
3 【略】	3 【略】
(1)～(3) 【略】	(1)～(3) 【略】
(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u>	(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>
(5)～(9) 【略】	(5)～(9) 【略】
(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適當と認めたもの</u>	
4～5 【略】	4～5 【略】
第11条～第22条 【略】	第11条～第22条 【略】
附 則 【略】	附 則 【略】